



資料編

計画策定に係る各種調査の実施状況

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 目的

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を把握することを目的とする。

(2) 調査対象

要介護1～5以外の高齢者

(3) 対象者・標本数等

層化無作為抽出法

日常生活圏域を形成する25地区ごとに、男女別、前期・後期高齢者別の4区分の構成割合に応じて200人を無作為抽出（25地区×200人=5,000人）。

(4) 調査期間

令和2年1月6日から1月27日まで

(5) 調査方法

郵送による調査票の送付・回収

(6) 調査項目

家族や生活状況、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での生活、たすけあい、健康、認知症にかかる相談窓口の把握（全383問）

(7) 回収数

総数3,440人（回収率68.8%）

	性別	送付数	回答数	回答率
前期高齢者 (65～74歳)	男性	1,250人	800人	64.0%
	女性	1,250人	858人	68.6%
	計	2,500人	1,658人	66.3%
後期高齢者 (75歳以上)	男性	1,250人	913人	73.0%
	女性	1,250人	869人	69.5%
	計	2,500人	1,782人	71.3%
合計	男性	2,500人	1,713人	68.5%
	女性	2,500人	1,727人	69.1%
	計	5,000人	3,440人	68.8%

2 在宅介護実態調査

(1) 目的

介護離職を防止する観点も踏まえたサービス提供体制を構築するべく、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効な介護サービスのあり方を検討することを目的とする。

(2) 調査対象

主に在宅で生活している要支援・要介護者のうち、要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請をしている人。

※特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などの入居者は、在宅として本調査の対象とした。

(3) 対象者・標本等

人口10万人以上の自治体で600件程度

→ 令和2年1月31日までに認定有効期間が終了となる人

(4) 調査期間

令和元年10月1日から令和2年1月31日まで

(5) 調査方法

要支援・要介護認定の更新・区分変更の訪問調査時、認定調査員による聞き取り調査

(6) 調査項目

国から示された「在宅介護実態調査A票及びB票」を使用。

○A票 認定調査員が概況調査等と並行して記載する項目

→ サービスの利用状況、施設等への入所・入居の希望等 14問

○B票 主な介護者又は本人が回答する項目

→ 主な介護者の勤務状況等 5問

(7) 回収数

830票

3 在宅生活改善調査

(1) 目的

現在自宅等にお住まいの方で、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の、①人数、②生活の維持が難しくなっている理由、③生活の改善のために必要な支援・サービス等を把握することを目的とする。

(2) 調査対象

居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に所属する介護支援専門員

(3) 調査期間

令和2年2月3日から2月28日まで

(4) 調査方法

電子メール（事業所で回答を取りまとめ）

(5) 調査項目

①事業所票（管理者が回答）

過去1年間で自宅等から、居住場所を変更した利用者数

②利用者票（介護支援専門員が回答）

現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている人数、生活の維持が難しくなっている理由、生活の改善のために必要な支援・サービス

(6) 回収数

91件（回収率98.9%）

4 介護人材実態調査

(1) 目的

事業所における介護職員の採用・離職状況のほか、介護職員の年齢や保有資格等の実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討することを目的とする。

(2) 調査対象

介護サービス事業所、介護職員

訪問系ほか	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護・訪問入浴介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護
通所系	<ul style="list-style-type: none">・通所介護（地域密着型含む）・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護
施設・居住系	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設（地域密着型含む）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・（単独型）短期入所生活介護・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）・有料老人ホーム等

(3) 調査期間

令和2年2月3日から2月28日まで

(4) 調査方法

電子メール（事業所で回答を取りまとめ）

(5) 調査項目

①介護サービス事業所向け

介護職員数、過去1年間の採用者数と離職者数

②介護職員向け

保有資格、雇用形態（正規／非正規）、性別・年齢、直近1週間の勤務時間数、現事業所の勤続年数、前勤務先の介護事業所の種別、訪問介護員の直近1週間の訪問サービス提供時間数

(6) 回収数

252件（回収率87.8%）

5 第8期八戸市高齢者福祉計画における介護保険サービス事業所及び老人福祉施設等の整備・事業開始に関する意向調査

(1) 目的

介護サービス基盤の整備方針及びサービス見込量の参考とすることを目的とする。

(2) 調査対象

八戸市内に介護保険サービス事業所・老人福祉施設等がある法人

(3) 調査期間

令和2年8月28日から9月25日まで

(4) 調査方法

メールによる調査票の提出

(5) 調査項目

第8期計画期間の居宅（介護予防）サービス、（介護予防）地域密着型サービス、施設サービス、老人福祉施設の新設・増築・廃止、介護療養型医療施設から介護医療院への転換等の意向

(6) 提出数

12法人

6 リハビリテーションサービス提供体制調査

(1) 目的

要介護（要支援）者が、リハビリテーションの必要に応じて利用可能な提供体制が構築できるよう、リハビリテーションサービスの提供状況を調査することを目的とする。

(2) 調査対象（サービス種別）

訪問リハビリテーション、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護

※医療みなし事業所については、サービス提供実績のある事業所に対して調査を実施。

(3) 調査期間

令和2年9月15日から10月16日まで

(4) 調査方法

メールによる調査票の提出

(5) 調査項目

リハビリテーションの専門職である理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の配置人数、リハビリテーションマネジメント加算の算定状況、生活機能向上連携加算への協力等、市内のリハビリテーションサービスの提供状況

(6) 回収数

113件（回収率：81.9%）

7 介護保険サービス事業所調査

(1) 目的

地域包括ケアシステムを支える人材の確保や業務効率化の取組の強化が求められており、介護保険サービス事業所の実態（介護助手等の活用、介護ロボットや ICT 導入等）を調査することを目的とする。

(2) 調査対象（サービス種別）

八戸市内に所在し、介護保険法により指定（許可）されている事業所
※医療みなし事業所については、サービス提供実績のある事業所に対して調査を実施。

(3) 調査期間

令和2年9月15日から10月16日まで

(4) 調査方法

メールによる調査票の提出

(5) 調査項目

介護ロボット（移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援）の導入状況等、ICT（記録業務、情報共有、報酬請求業務）の導入状況等、介護助手の雇入れ状況等、ボランティアの受け入れ状況等

(6) 回収数

351 件（回収率：85.0%）

計画策定の経緯

1 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉専門分科会の開催状況

- 令和元年 11 月 15 日 ○第 8 期介護保険事業計画策定のための調査等について
- 令和 2 年 2 月 20 日 ○第 8 期介護保険事業計画策定のための調査について（介護人材実態調査等）
- 令和 2 年 8 月 28 日 ○第 8 期介護保険事業計画に係る国の基本指針（案）について
○第 8 期介護保険事業計画策定のための各種調査結果の概要について
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計結果の概要
 - ・在宅介護実態調査集計結果の概要
 - ・在宅生活改善調査集計結果の概要
 - ・介護人材実態調査集計結果の概要
- 令和 2 年 10 月 21 日 ○第 8 期八戸市高齢者福祉計画について
- ・八戸市の現状
 - ・第 8 期八戸市高齢者福祉計画施策の体系（案）について
- 令和 2 年 12 月 18 日 ○第 8 期八戸市高齢者福祉計画素案について
○第 8 期計画における介護サービス基盤整備（案）について
○第 8 期八戸市高齢者福祉計画素案に対するパブリックコメント実施について
- 令和 3 年 1 月 29 日 ○第 8 期八戸市高齢者福祉計画（案）について
○第 8 期計画介護保険料（案）について

2 パブリックコメント

実施期間 令和 2 年 12 月 21 日から令和 3 年 1 月 19 日まで

3 八戸市健康福祉審議会規則

平成 19 年 3 月 28 日規則第 7 号

八戸市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成 19 年八戸市条例第 11 号）第 32 条第 7 項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第 5 条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項の調査審議及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 11 条の規定に基づく調査審議をするため、専門分科会を置く。

2 専門分科会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障がい者福祉専門分科会
- (3) 健康・保健専門分科会
- (4) 介護・高齢福祉専門分科会
- (5) 社会福祉専門分科会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、審議会の会長が指名した委員（次条第 1 項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、民生委員審査専門分科会を除き、当該臨時委員を含む。）をもって組織する。

5 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長各 1 人を置く。

6 専門分科会長及び副専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によって定め

る。

- 7 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
- 8 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 10 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 11 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「会長」とあるのは「専門分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と、「委員」とあるのは「当該専門分科会に属する委員（第6条第1項に規定する臨時委員にあつては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（臨時委員）

第6条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例第32条第4項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第7条 専門分科会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 障がい者福祉専門分科会に社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する審査部会（以下「障がい者福祉専門審査部会」という。）を置く。
- 3 介護・高齢福祉専門分科会に置く部会の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 地域密着型サービス運営委員会
 - (2) 地域包括支援センター運営協議会
- 4 部会は、当該専門分科会に属する委員（前条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、当該臨時委員を含む。）のうちから、障がい者福祉専門審査部会にあつては審議会の会長が指名した者を、それ以外の部会にあつては当該専門分科会長が指名した者をもって組織する。
- 5 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
- 6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 7 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会（障がい者福祉専門審査部会を除く。）の決議は、これをもって専門分科会の決議と

することができる。この場合において、部会長は、この決議事項を専門分科会の会議において報告しなければならない。

10 障がい者福祉専門審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、障がい者福祉専門審査部会の部会長は、この決議事項を審議会及び障がい者福祉専門分科会の会議において報告しなければならない。

11 第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「専門分科会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員（第6条第1項に規定する臨時委員にあつては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。
(資料の提出の要求等)

第8条 審議会、専門分科会又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び臨時委員並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第29号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月20日規則第61号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第5条第2項第4号の改正規定(同号を第3号とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月6日規則第105号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(任期に関する経過措置)

2 八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成28年八戸市条例第54号)附則第1項の規定により同項に規定する新審議会の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)における同項に規定する旧審議会(以下「旧審議会」という。)の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(会長及び副会長に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に旧審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ、施行日に、この規則による改正後の八戸市健康福祉審議会規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第2項の規定により会長及び副会長として定められたものとみなす。

(旧部会に関する経過措置)

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の八戸市健康福祉審議会規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による健康・保健部会、介護・高齢福祉部会、障がい福祉部会又は社会福祉部会（以下「旧部会」という。）の委員である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第5条第4項の規定により健康・保健専門分科会、介護・高齢福祉専門分科会、障がい福祉専門分科会又は社会福祉専門分科会（以下「新専門分科会」という。）の委員に指名されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧部会の部会長及び副部会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第5条第6項の規定により、新専門分科会の専門分科会長及び副専門分科会長として定められたものとみなす。
- 6 この規則の施行前に旧部会において決議した事項で、改正前の規則第5条第9項ただし書の規定による報告をしていないものは、改正後の規則第5条第9項後段の規定により、専門分科会長が報告するものとする。
- 7 この規則の施行前に旧部会において調査審議をした事項で、この規則の施行の際当該調査審議が終了していないものは新専門分科会において調査審議をするものとし、旧部会がした当該調査審議の手続は新専門分科会がした調査審議の手続とみなす。

(旧専門委員に関する経過措置)

- 8 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定による専門委員である者は、施行日に、改正後の規則第6条第2項の規定により臨時委員に委嘱されたものとみなす。

(旧分科会に関する経過措置)

- 9 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定による地域密着型サービス運営委員会又は地域包括支援センター運営協議会（以下「旧分科会」という。）の委員である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第7条第4項の規定により地域密着型サービス運営委員会又は地域包括支援センター運営協議会（以下「新部会」という。）の委員に指名されたものとみなす。
- 10 この規則の施行の際現に旧分科会の分科会長及び副分科会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第7条第6項の規定により、新部会の部会長及び副部会長として定められたものとみなす。
- 11 この規則の施行前に旧分科会において決議した事項で、改正前の規則第7条第8項ただし書の規定による報告をしていないものは、改正後の規則第7条第9項後段の規定により、部会長が報告するものとする。
- 12 この規則の施行前に旧分科会において調査審議をした事項で、この規則の施行の際当該調査審議が終了していないものは新部会において調査審議をするものとし、旧分科会がした当該調査審議の手続は新部会がした調査審議の手続とみなす。

附 則（平成29年8月3日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉専門分科会委員名簿

任期 令和元年6月28日から令和4年6月27日まで

区分	所属団体・役職	氏名
学識経験者	社会福祉法人 理事長（八戸市議会議員）	◎坂本 美洋
	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 准教授	小柳 達也
	デーリー東北新聞社 取締役	深川 公夫
	東奥日報社八戸支社 編集部長	月舘 慎司（～R2.3.25）
		近藤 弘樹（R2.6.1～）
保健医療関係者	八戸市医師会 理事	○小倉 和也
	八戸歯科医師会 副会長	松川 充
	八戸薬剤師会 専務理事	阿達 昌亮
	青森県看護協会三八支部 支部長	神田 久美子
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 事務局長	浮木 隆
	八戸地区社会福祉施設連絡協議会 副会長	澤口 公孝
	八戸地区介護保険事業者協会 理事	中谷 美由紀
	八戸地域介護支援専門員協議会 会長	李澤 隆聖
	八戸地域介護サービス協議会 理事	田名部 厚子
地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会 会長	高淵 壽男（～R1.12.27）
		荒川 繁信（R2.2.7～）
	八戸市老人クラブ連合会 会長	古戸 良一
公募に応じた者	公募	慶長 洋子
	公募	高橋 薫

◎会長 ○副会長



八戸市 福祉部 高齢福祉課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
TEL 0178-43-9189 FAX 0178-43-2442
E-mail koreif@city.hachinohe.aomori.jp
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp>
令和3年2月発行

八戸市 市民防災部 介護保険課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
TEL 0178-43-2287 FAX 0178-47-0732
E-mail kaigo@city.hachinohe.aomori.jp